（別紙）　様式１関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監　査　対　象
福祉保健部　福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指　摘
（福祉政策課） 重要物品に関する調べについて、次の誤りが見受けれられたので、改善を図られたい。 （ア）北保健福祉センターの備品（歯科用ユニット）について、記載されていなかった。
措 置 検 討 状 況
北保健福祉センターの備品（歯科用ユニット）の重要物品の調べの記載については、令和7年度提出分から記載すべきところ、失念により記載漏れしたことから、令和7年7月22日に課内研修として、今回の指摘事項や定期監査等で散見される不備に関する研修を行い、事務の適正な執行について周知徹底するとともに、今後このような誤りがないよう注意喚起を行った。今後は、適正な事務の執行を徹底してまいりたい。
そ の 後 の 措 置 状 況
所管する全ての保健福祉センターの備品について、指摘のあった歯科用ユニットを含む備品台帳の点検を行い、記載が漏れていたものを令和8年度提出分の重要物品に関する調べに記載した。今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。